

資料1 滋賀県野洲市 債権管理マニュアル

第1 基本指針

1 債権管理の効率化

市の保有する金銭債権については、市税、介護保険料、公共施設使用料、住宅使用料、給食費等様々なものがあり、これらは発生原因や徴収方法から強制徴収公債権、非強制徴収公債権及び私債権の3種類に区分できる。市税等の強制徴収公債権は、地方税法の滞納処分の例により強制徴収が可能で滞納が発生した場合には、法の定めにより滞納者の預金、給与等を差押えして強制的に回収することができる。しかしながら、非強制徴収公債権及び私債権は、滞納整理に関して法の後ろ盾が無い場合、民間の債権回収と同様に民事事件の裁判手続による強制執行が必要で、担当者には訴訟等の専門的な知識を必要とするため債権回収事務が進んでいない実態がある。これは、市税を除く他の債権は個々の所管課の担当者が管理をしている状況であって、場所によっては職員が1人で管理するなど体制が十分とは言えない状況があり、さらに、その職員も定期的に人事異動で交代するなど、債権管理に必要な専門的な知識や経験等を維持していく上で課題がある。

これらの課題を解決するため、債権管理条例等に基づき体系的に債権の管理体制及び手法の整備を図るとともに、債権管理事務を行う上で必要となる納付相談、支払督促、訴訟等の各種の手続きに関するマニュアルを定め、市債権の効率的かつ効果的な管理を図る。

2 生活困窮者の支援

滞納の発生には様々な要因があつて、リストラ等を受けたために無・低所得となり、生活困窮状態に陥ったことで滞納をしているケースもある。この様な滞納者に対しては、通常と同様の回収方法では滞納状況の一時的な解消に留まり、滞納の再発や生活状況の更なる悪化を招くおそれがあるため、債権回収を的確に行うには滞納者を生活困窮状態から脱出させることが重要となる。そのためには、就労支援等の生活再建施策と収入状況に応じた債権回収計画（分割納付、徴収停止等）を組み合わせた納付相談を市民生活相談課と連携して実施する。

資料2

世田谷区 債権管理重点プラン 基本方針

基本的な考え方1

適正な債権管理の推進

基本的な考え方2

滞納累積化の未然防止

基本的な考え方3

徴収体制の強化

基本的な考え方4

生活困窮者等に対する必要な支援への連携

基本的な考え方5

法改正等に伴う適切な対応

港区 私債権管理マニュアル

はじめに

区は、港区財政経営方針の3つの基本方針のひとつに「盤石な財政基盤の確立」を掲げ、あらゆる世代が将来にわたって安心できる財政運営を目指して、着実な歳入の確保に積極的に努めています。しかしながら、徴収が困難なため長期にわたり滞納している債権が生じており、収入未済額が高額で推移している等の現状があります。

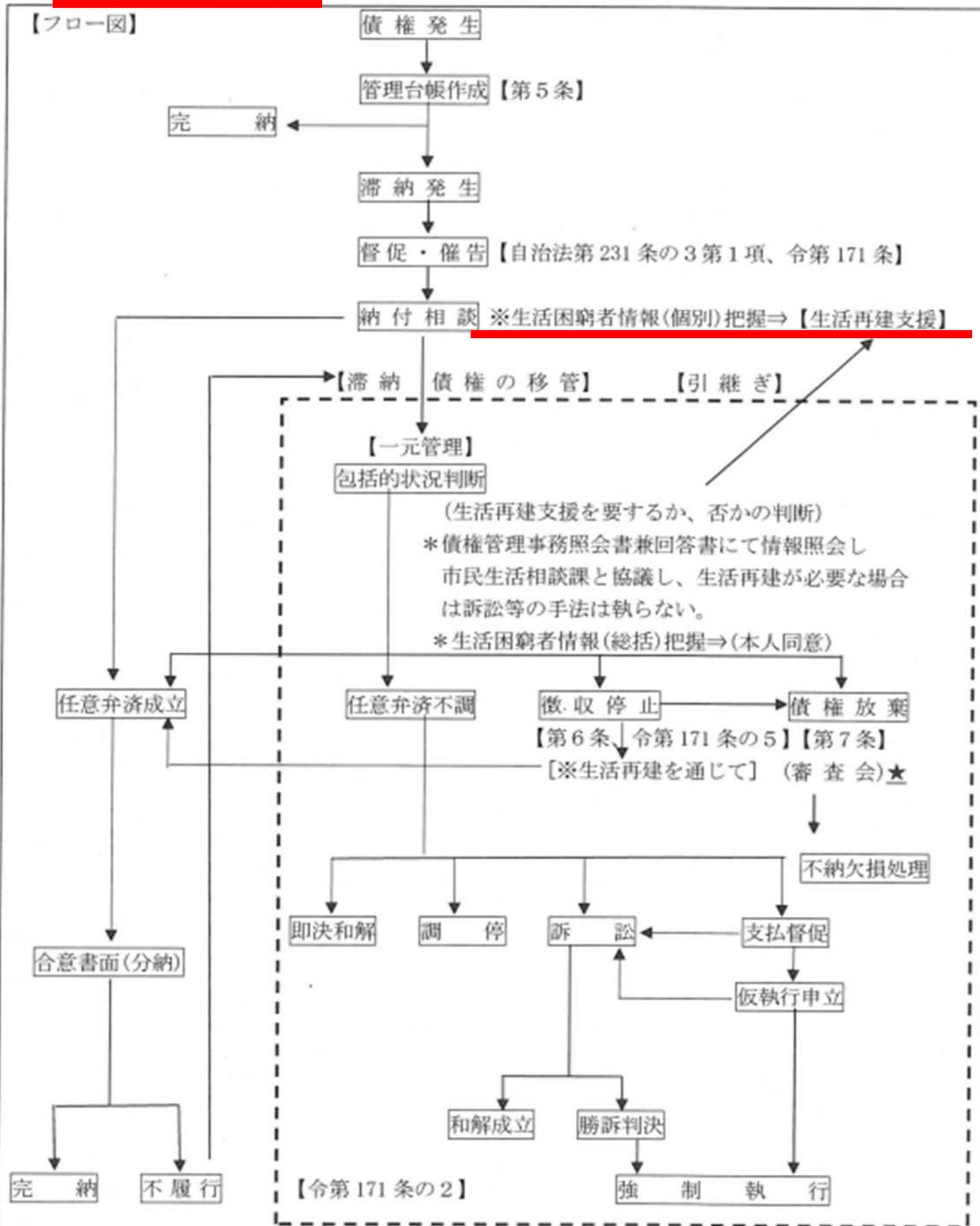
徴収困難な私債権を迅速かつ効率的に処理し、適正な債権管理を実現するとともに、将来にわたりいわゆる不良債権を新たに生じさせることがないように全庁的な債権管理の体制整備や統一的な運用をルール化し、債権の適正化を推進するために、港区債権管理条例を制定しました（平成27年4月1日施行）。

このマニュアルでは、特に私債権の管理について、基本的な考え方や具体的な事務手順等を掲載しています。

このマニュアルが私債権の管理に関する事務に携わる全ての職員に有効に活用され、より一層適正に事務が処理されることを切望いたします。

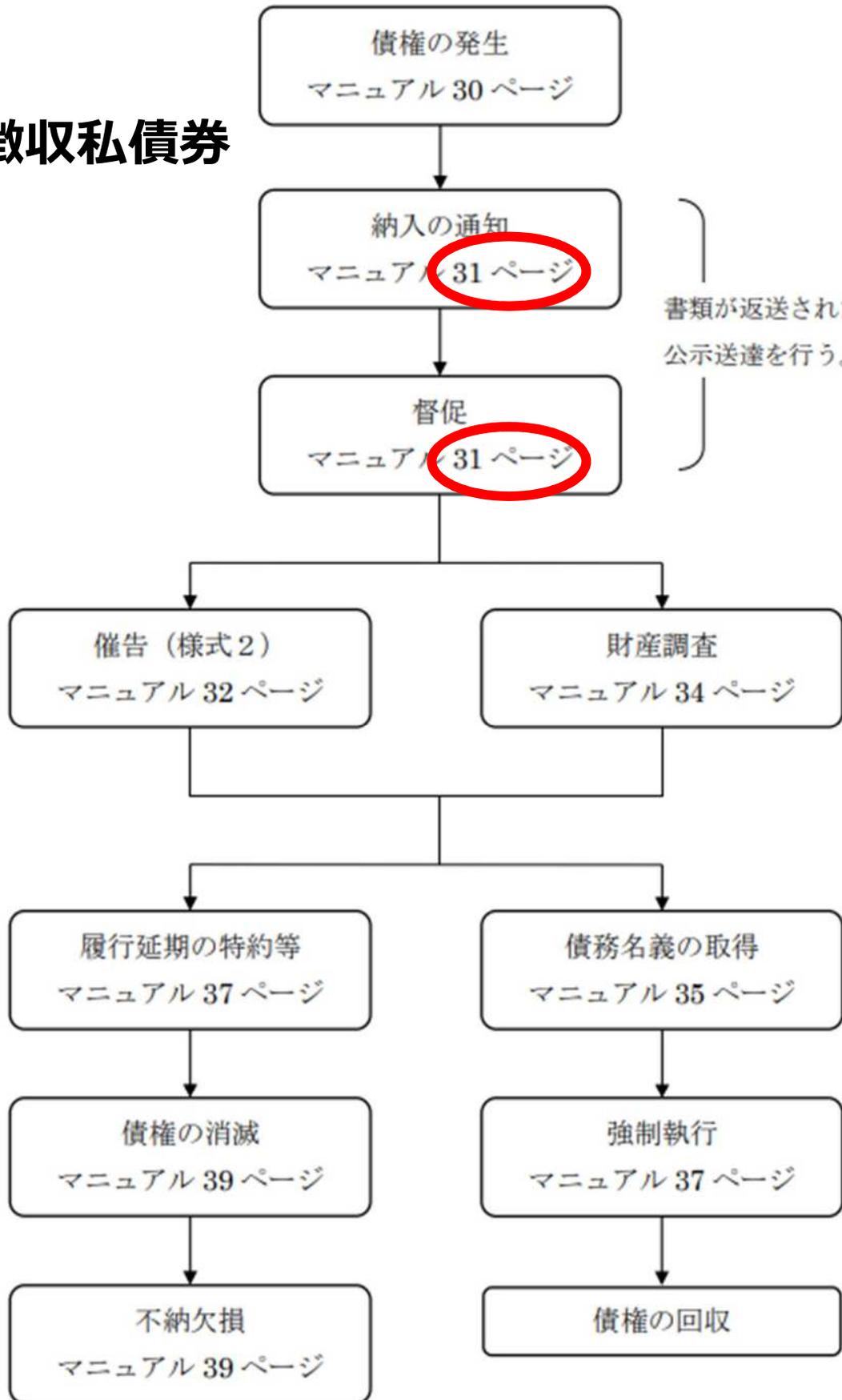
(2) 非強制徴収公債権・私債権

【フロー図】



★債権放棄に関しては、各債権所管課において、既に条例第7条に規定する状況にあると確認されている場合は、そのまま納税推進課に債権放棄案件として移管し、債権審査会にて各債権所管課が説明を行い、債権放棄の決定を行う。

非強制徴収私債券



書類が返送された場合は、
公示送達を行う。

マニュアル 7 ページ
時効の管理
債権管理台帳の整備 (様式 1)

私債権の発生から徴収（場合によっては放棄）までの手続の流れはおおよそ次のとおりです。

